

## 【注意事項】

- この一覧表は、令和6年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を掲載しています。
- 掲載されていないものについても、現在、市町等と調整中であり、調整が完了したものから、順次、一覧表を更新していきます。
- 各サービス等を利用するためにはパートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- なお、一部のサービス利用においては、パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示が不要な場合があります。

## 3 県市町別サービス一覧【下田市】

(令和6年4月1日現在)

No.	制度等名称	宣誓書受領証等の提示		問合せ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
1	市営住宅への入居申込み		○	建設課	0558-22-2219	
2	D V相談		○	福祉事務所	0558-22-2216	
3	生活保護		○	福祉事務所	0558-22-2216	